

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第2号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(政策推進課) 第6条 政策推進課は、市長業務の遂行支援並びに市政の総合的かつ戦略的な企画及び調整を行うため、次の係を置く。 (1)及び(2) <省略> <u>(3) 公共施設マネジメント係</u> 2及び3 <省略> 4 <u>公共施設マネジメント係においては、おおむね次の事務を分掌する。</u> <u>(1) 公共施設等総合管理計画に関すること。</u> <u>(2) 市有地（普通財産）利活用の企画及び調整に関すること。</u>	(政策推進課) 第6条 政策推進課は、市長業務の遂行支援並びに市政の総合的かつ戦略的な企画及び調整を行うため、次の係を置く。 (1)及び(2) <省略> 2及び3 <省略>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。